

## 令和7年度「京都観光はたらくNavi事業」業務委託仕様書

### 1. 背景と課題

少子高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、その対策の一環として、京都市観光協会（以下、「観光協会」）は令和5年度より「京都観光はたらくNavi」の運営を開始した。本サイトは、京都の観光業界における人材確保・定着を目的とし、観光業で働く魅力を伝える従業員インタビュー記事の掲載や宿泊事業者と学生との交流イベントの実施、事業者向けに求人手法を解説する研修動画の配信等を行っている。

また、令和6年度からは、より多くの利用者に本サイトの存在を認知・活用してもらうため、SNS（主にInstagram）で配信可能な縦型ショート動画のプロモーション素材を制作し、Instagramアカウントを開設した。

本業務は、昨年度の取り組みを継続・発展させ、従業員インタビュー記事および交流イベントのレポート作成、SNSプロモーション素材（縦型ショート動画）の制作、ならびにSNSを活用した広報活動を行うことを目的とする。

### 2. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 3. 委託上限金額

4,800,000円（税込）

### 4. 委託内容

#### A. 記事制作

##### a. 従業員インタビュー記事：取材の実施

受託者は決定したテーマに基づき、取材先（4件を予定）への必要な取材を行う。受託者は取材候補への依頼、内容および日程調整を行い、当日はインタビュー、ヒアリング、音声記録、写真撮影等を実施する。取材には観光協会担当者が原則同行するが、同行にかかる交通費等は受託者の負担としない。取材後は、記事案の確認や写真使用の許諾依頼など、必要な事後連絡を受託者が実施する。

##### b. 従業員インタビュー記事：記事作成および納品

取材内容をもとに、ポータルサイト掲載用の記事を作成する。作成本数は4本とし、執筆期間は令和7年9月から令和7年12月まで、月1本程度の頻度で観光協会へ納品する。納期は契約締結後に協議のうえ決定する。記事1本あたりの文字数は4,000～5,000字程度とし、適切な写真等を配置する。内容については関係者に確認を取り、承諾を得たうえで観光協会に提出すること。観光協会から修正指示があった場合は、必要な修正を行うこと。確定版の記事は、ポータルサイト掲載時のレイアウトが把握できるよう、見出し・写真を適切に配置したWord形式ファイルで納品する。

##### c. 交流イベントのレポート記事：記事作成および納品

受託者は令和8年1月～2月頃に実施予定の交流イベントに同行し、音声記録、写真撮影等を実施する。その内容に基づき、ポータルサイト掲載用の記事を作成する。作成本数は1本とし、執筆期間はイベント実施後2週間以内を目安に観光協会に初稿を提出する。納期は契約締結後に協議の上、決定する。記事1本あたりの文字数は4,000～5,000字程度とし、適切な写真等を配置する。観

光協会から修正の指示があった場合は、必要な修正を行う。確定版の記事は、ポータルサイト掲載時のレイアウトが把握できるよう、見出しや写真を適切に配置したWord形式のファイルで納品する。

d. 記事のサイト反映

確定した記事を「京都観光Naviぷらす」に反映する。観光協会は、ポータルサイト管理に必要なCMSおよび各種権限を、期間・範囲を定めて受託者に付与する。

B. SNSプロモーション素材（縦型ショート動画）の制作

a. 撮影の実施

「京都観光はたらくNavi」で取り扱っている内容に関連した動画素材を制作する。受託者は、動画のテーマおよび構成案の作成、取材先候補への依頼、内容および日程の調整を行い、当日はヒアリングおよび動画撮影を実施する。取材後は、関係者による内容確認や写真使用の許諾取得など、必要な事後連絡を受託者が行うものとする。

b. 動画作成および納品

取材内容に基づき、動画を制作する。作成本数は4～8本とし、制作期間は令和7年9月から12月まで、月1～2本程度の頻度で観光協会へ納品する。具体的な納期は契約締結後、協議の上で決定する。動画の内容については関係者に確認を取り、承諾を得たうえで観光協会に提出すること。観光協会から修正の指示があった場合は、これに応じて必要な修正を行うこと。

C. SNSを活用した周知活動

a. 広告の配信

WebサイトやSNSでのインターネット広告を活用した広報を行う。実施期間は令和7年10月から令和8年3月までの約6か月とする。受託者は、求職者や観光従事者等への訴求効果が見込まれる媒体を複数提案し、モニタリング結果に基づきターゲティングの調整や媒体の変更を行うこと。広告の効果測定やリターゲティング機能を活用できるよう、ポータルサイトに必要なタグを設置し、Google Analytics 4との連携を行うなど、広報効果の一元的管理に必要な設定を実施する。

b. データ分析および効果測定

広報効果の測定を通じ、効果的な情報発信手法の確立を図る。指標は、新規アクセス数、閲覧数、滞在時間などとし、本業務開始後に観光協会および京都市関係部局と協議のうえ決定する。受託者は、広告ごとの効果が判別できるよう、各媒体に掲載するURLに個別パラメータを設定するなど、準備段階から必要な対応を行うこと。また、2週間に1回程度、広報指標の推移を報告すること。観光協会は、CMSならびにGA4、Googleタグマネージャ等の必要な機能・権限を、期間・範囲を定めて受託者に付与する。

5. 想定スケジュール

| 項目             | 令和7年 |    |     |     |     | 令和8年 |    |    |
|----------------|------|----|-----|-----|-----|------|----|----|
|                | 8月   | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |
| 記事制作：事業者インタビュー |      | ■  | ■   | ■   | ■   |      |    |    |
| 記事制作：レポート記事    |      |    |     |     |     | ■    | ■  |    |
| ショート動画制作       |      | ■  | ■   | ■   | ■   |      |    |    |
| SNS広告の配信       |      |    | ■   | ■   | ■   | ■    | ■  | ■  |
| データ分析・取りまとめ    |      |    | ■   | ■   | ■   | ■    | ■  | ■  |

## 6. 納品物

- 作成した記事および写真一式
- ショート動画の素材データ（投稿可能なファイル形式）
- 納品物に関する活用・広報提案書
- その他、業務遂行上作成・取得した資料一式 等

## 7. 問い合わせ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：上田、水本

TEL: 075-213-0070 / Mail: [marketing@kyokanko.or.jp](mailto:marketing@kyokanko.or.jp)

## 8. 留意事項

- 本業務で作成する成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他知的財産権は、全て発注者に帰属する。
- 本業務の成果物を構成する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、委託期間の終了後を含めて、本業務の遂行以外の目的、および自己の利益のために使用してはならない。
- 本業務の受託者は、本業務を通して知り得た個人情報および秘密について、第三者への漏洩が発生しないよう適切に管理する。個人情報の取扱にあたっては、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努める。
- 本事業の受託者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。
- 本業務の一部の履行を第三者に再委託する場合、本業務の受託者は再委託の範囲および再委託先について、予め委託者から文書による承認を得なければならない。再委託を受けた者は、本業務の履行について受託者と同等の義務を負い、受託者は再委託先の行為について、連携して責任を負う。
- 本仕様書に定めのない事項や追加の事項が生じたとき、または本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、観光協会と受託者との間で協議し、決定する。